

公益社団法人御殿場市シルバー人材センター
就 業 規 約

(趣旨)

第1条 この規約は、公益社団法人御殿場市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の設立の目的を達成するため、正会員（以下「会員」という。）の就業について、必要な事項を定める。

(努力義務)

第2条 センターは、相互共助団体であって、会員は、お互いの経験能力及び人格を尊重し協力しあって、会員自身の創意性を発揮しながら働く機会を広げ、その健康と福祉を増進するとともに、センターの発展に寄与するものとする。

(処遇の平均原則)

第3条 センターは、会員の信条、性別、社会的身分又は門地により、その就業等の面で差別的取扱いをしない。

(仕事の割当て)

第4条 センターは、仕事の発生の都度会員の希望を配慮し、その合意の上あらかじめ就業期間、就業時間、仕事の内容その他を明示して、割り当てるものとする。

(就業時間)

第5条 会員の就業時間は、会員の健康と福祉を配慮して1日8時間を上回らないものとする。ただし、センターは、職務の性質、就業場所、季節等の事情により、その始業、就業時間、休憩時間、休憩等の基準について、別に定めることができる。この場合において、労働基準法（昭和22年法律第49号）を尊重して定めるものとする。

(配分)

第6条 会員の就業に伴う配分については、就業の都度、仕事の時間と内容等に見合っって個別に指示し、原則として毎月末日締切り、翌月15日支払いとする。ただし、15日が金融機関の通常営業日でない場合は、その日以後においてその日に最も近い通常営業日とする。その基準については、別に定めるところによる。

(就業上の留意事項)

第7条 会員は、就業にあたり次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の仕事に就業できない場合は、必ず事前にセンターの事務局に届出を行い、発注者に迷惑をかけないように努めること。
- (3) 就業上知り得た機密事項及び発注者の不利益になると認められる事項は、決して他に漏らさないこと。

(共同作業における留意事項)

第8条 会員が共同作業を必要とする場合は、前条に定める事項のほか、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 就業会員の中から班長を互選すること。
- (2) 班長は、就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携、発注者との打合せ等につき、センターに協力すること。
- (3) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (4) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。
- (5) 就業会員が就業中、怪我をし、又は病気にかかったときは、共同作業中の会員は、直ちに班長、センター及び発注者に連絡などの応急の措置をとるようにすること。

(就業の終了)

第9条 会員は、次の場合に該当するときは、その就業を終了する。ただし、就業の終了にあたり、センターは、会員又はその家族に対し、予告又は通知するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 本人から就業を取り止めたいと申出があったとき。
- (3) 就業の定められた期間が満了したとき。
- (4) 天災事変その他やむを得ない事由によって仕事の継続が不可能となったとき。
- (5) 本人の就業が、その健康と福祉に反すると認められるとき。
- (6) 会員として、センターの目的と名誉に反する行為がしばしばあるとき。

(センターの措置義務)

第10条 センターは、会員の就業にあたり、その安全、衛生の面で常に配慮し、労働災害防止などに協力するものとする。

(健康状態の調査)

第11条 センターは、会員の就業に際し、その健康と福祉の増進のため毎年1回以上健康状況の調査を行うものとする。

- 2 健康状況の調査の結果、特に必要がある場合センターは、会員に対し就業を一定期間禁止するか、あるいは就業時間、職種の変更などをさせることができる。

(傷害保険)

第12条 会員の就業中などにおける死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

- 2 傷害者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅滞なくその内容をセンターに届けて指示に従うこと。

第13条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体もしくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、一の事故による賠償責任を負う額における会員の自己負担額は10,000円を上限とし、当該賠償責任額が10,000円未満の場合は、当該賠償責任額の全額を会員が賠償するものとする。

- 2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する

賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

3 前項の規定によりがたい状況の中で生じた「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、理事長が理事会の意見を聴いて会員の自己負担額を定める。

(福利厚生)

第14条 センターは、会員の健康と福祉及びその生活感の充実のため、レクリエーションその他の活動に対する福祉的措置を行うこととする。

(規約の改廃)

第15条 この規約を改廃しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成元年7月21日 規約第13号)

この規約は、平成元年7月1日から施行する。

附 則 (平成8年11月14日 規約第12号)

この規約は、理事会の承認の日から施行する。

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年12月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。ただし、施行日までの間で賠償責任額が10,000円未満の場合は、なお従前の例による。